

地域リハビリテーション支援体制 整備推進事業について



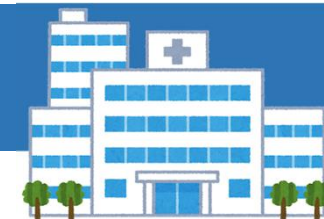
令和8年7月

千葉県健康福祉部 健康づくり支援課

■ 目次

- 1 ちば地域リハ・パートナーについて
- 2 地域リハビリテーション研修プログラムについて
- 3 地域リハビリテーション出前講座について
- 4 有事における地域リハビリテーション行動指針策定事業について

1 ちば地域リハ・パートナーについて



■ 概要

広域支援センターの機能を補完するため、各圏域において事業等に協力できる施設・団体等を募り、平成29年度から「ちば地域リハ・パートナー」として指定している。

■ 指定状況（令和7年度末時点）

計 182 機関

（機関）

	病院・診療所	介護老人保健施設	訪問看護ステーション	特別養護老人ホーム	職能団体	その他※	計
千葉	14	3	14	3	0	6	40
東葛南部	14	6	8	1	2	2	33
東葛北部	12	3	4	1	3	2	25
印旛	15	2	3	0	0	2	22
香取海匝	7	1	2	1	0	3	14
山武長生夷隅	11	5	2	1	0	2	21
安房	2	1	0	0	0	0	3
君津	4	1	2	0	0	6	13
市原	4	3	0	0	1	3	11
計	83	25	35	7	6	26	182

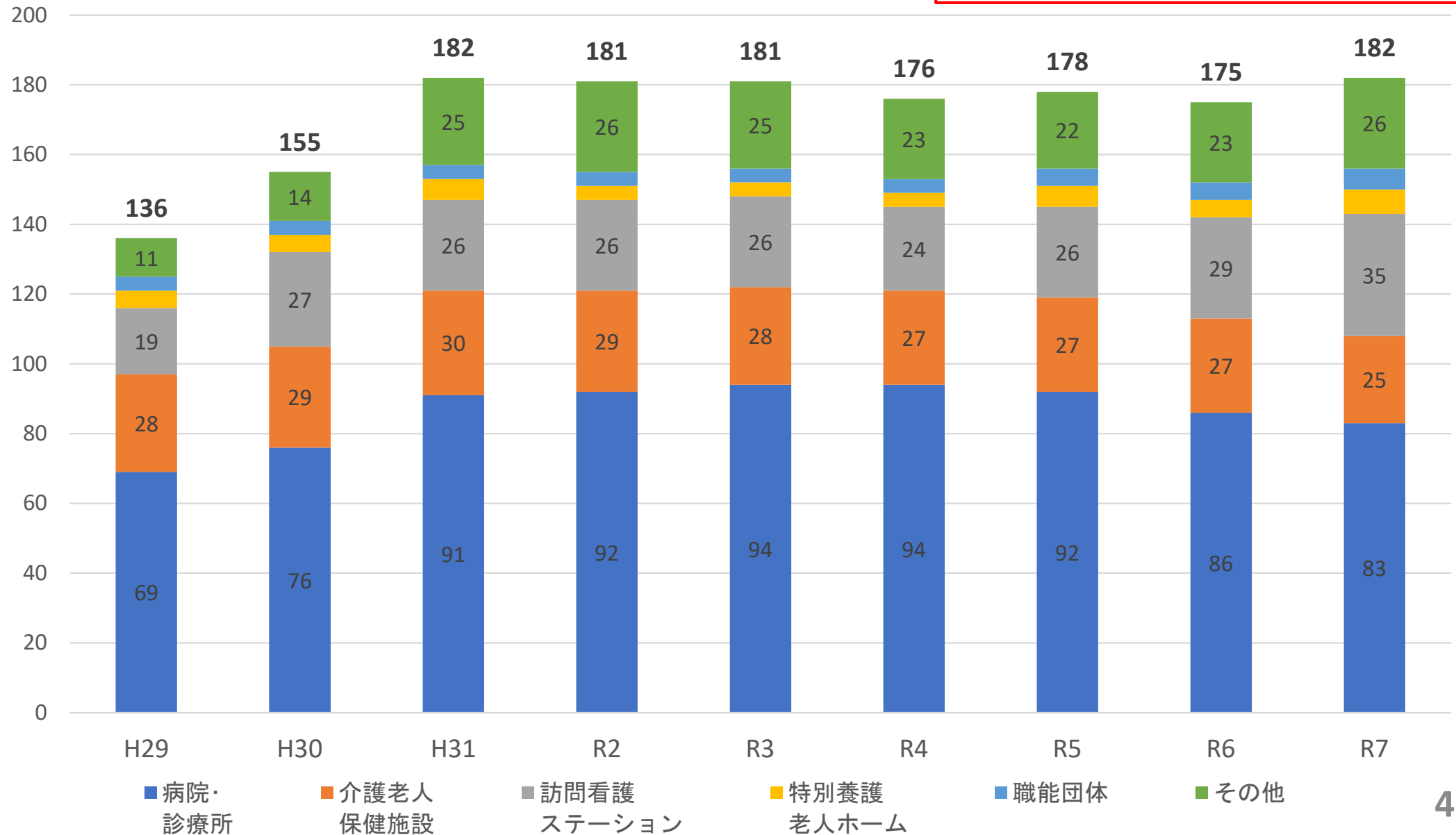
※ その他：デイサービス、NPO、大学 等

1 ちば地域リハ・パートナーについて

■ ちば地域リハ・パートナー指定数の推移(年度末時点)

令和7年度(R8.3月末時点)
新規指定：16機関

(機関)



1 ちば地域リハ・パートナーについて

■ 令和7年度 広域支援センターとの協働状況

(単位：回)

	協議会・ パートナー 会議	研修会・ 検討会	出前講座	介護予防	地域ケア 会議	その他※	計
千葉	3	0	0	29	8	2	42
東葛南部	1	0	3	0	0	4	8
東葛北部	3	0	0	1	0	0	4
印旛	3	3	0	15	3	0	24
香取海匠	12	2	0	0	0	1	15
山武長生夷隅	14	9	2	0	0	0	25
安房	1	0	0	0	0	6	7
君津	4	1	0	2	6	2	15
市原	2	4	0	0	0	10	16
計	43	19	5	47	17	25	156

※「その他」：イベントへの人材派遣、周知広報 等

1 ちば地域リハ・パートナーについて

■ ちば地域リハ・パートナーの活動・協力状況について

令和7年度に改正した「ちば地域リハ・パートナー」制度実施要領に基づき、パートナーから活動・協力状況について報告を受けている。

～活動・協力に関する報告内容（抜粋）～

①市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業、地域ケア会議等へのリハ専門職等の派遣
②広域支援センターや関係機関が主催するリハビリテーションに関する事業への協力
・ 広域支援センターが主催する連絡協議会やパートナー会議等にスタッフが出席
・ 研修会や勉強会の開催に際し、講師の派遣や企画協力等の協力
・ 地域住民を対象とした公開講座・健康講座・介護予防教室等にスタッフを派遣する等の協力
・ 教育機関におけるリハビリテーションに関する健康教育（出前講座）へ講師派遣等の協力
③広域支援センターや関係機関に寄せられたリハビリテーションに関する相談等に対する支援
④その他リハビリテーションに関する各種取組や協力
・ 地域住民や利用者との意見交換会・懇談会の開催や協力等
・ 地域行事において、出展や実演、相談窓口の設置等
・ 地域の防災に関する取組（避難訓練・防災訓練等）に参加・協力
・ ボランティアの育成や受入れ体制の整備、町内会等との協働
・ 地域リハビリテーションに関する研修※にスタッフが参加
・ その他

1 ちば地域リハ・パートナーについて

■ 報告が多かった活動・協力状況

活動内容	実施パートナー数
①市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業、地域ケア会議等へのリハ専門職等の派遣	9 3 機関
②広域支援センターや関係機関が主催するリハビリテーションに関する事業への協力 ・ 広域支援センターが主催する連絡協議会やパートナー会議等にスタッフが出席 ・ 研修会や勉強会の開催に際し、講師の派遣や企画協力等の協力	8 1 機関 6 3 機関

■ 具体的な取組例

- ・ 理学療法士を派遣し、地域住民を対象に体力測定や自宅でできる体操指導を実施した。
- ・ 理学療法士を派遣し、在宅で生活する神経難病当事者・家族・支援者を対象に、離床の利点や移乗用リフト等の機器の紹介・体験・相談等を実施した。
- ・ 認知症カフェを開催し、栄養・口腔機能・リハビリへの相談、認知症になると支障が出るVR体験、健康を維持するための体操、認知症の精神行動障害に対しての新薬の紹介を実施した。
- ・ 失語症友の会が主催する「失語症カフェ」の開催を支援。失語症者向け意思疎通支援者の会話支援を受けつつ、近況報告や情報交換を行った。

2 地域リハビリテーション研修プログラムについて

■ 研修プログラムについて

目的・ねらい	
千葉県における地域リハビリテーション支援体制整備推進の理念に基づいて実践する人材の発掘・育成	
対象者	
(1) 保健・医療・福祉・介護・行政等に携わる方 (これから地域リハビリテーションに関わりたい方や理解をより深めたい方等) (2) ちば地域リハ・パートナー指定機関所属の方	
実施内容	
(導入研修) 地域リハの基本や千葉県の体制、医療と介護の連携、地域におけるリハビリテーションの定義を、講義等により学習する。	(実践研修) 実際の地域課題を取り上げる等、他職種で連携して、解決策をワーク形式等で考える。

2 地域リハビリテーション研修プログラムについて

■ 令和7年度の実施状況

地域リハビリテーション導入研修

4回開催 修了者：162名

- ①7月29日(君津市)、②11月11日(成田市)、③1月13日(千葉市)、
④2月8日(千葉市)※ ※第19回千葉県地域リハビリテーションフォーラム内で実施

地域リハビリテーション実践研修

2日間開催:1日目(合同開催)、2日目(各地開催)3箇所 修了者：49名

- ・1日目(合同開催)：12月6日(千葉市)
- ・2日目(各地開催)：12月10日(成田市)、12月11日(船橋市)、
12月17日(千葉市)

2 地域リハビリテーション研修プログラムについて

■ 今年度の実施について

地域リハビリテーション導入研修

- ・ 7月2日（木）に東金市で1回目を開催。
山武長生夷隅広域支援センターの連絡協議会、リハ・パートナー会議と併せて開催。
- ・ 有事リハのシミュレーション訓練との同日開催も検討。

地域リハビリテーション実践研修

- ・ 講義を9月4日、グループワークを9月18日・25日開催で調整中。
- ・ 25日のグループワークは、同日中に昼間・夕方の2回の開催を予定。

3 地域リハビリテーション出前講座について

■ 目 的

希望する学校にリハビリテーション専門職を派遣し、学校の希望に合わせた体験講座を行うことにより、児童生徒が高齢者・障がいのある方の特徴や関わり方を学び、地域リハビリテーションに対する理解と関心を深めることを目的としている。

■ 対象者

県内の小学校(原則5年生以上)、中学校、義務教育学校(原則5年生以上)、高等学校、中等教育学校に通う児童生徒

■ 主な体験内容

車椅子体験、高齢者疑似体験、介助体験、地域の健康づくり体験
リハビリテーションに関わる職業紹介
避難所支援や避難所での健康増進について など



3 地域リハビリテーション出前講座について

■ 実施の流れについて

- ・令和8年2月 各学校等に、令和8年度実施の事前周知
- ・令和8年4月 各学校等に、令和8年度実施案内を通知（**募集開始**）
→令和9年2月まで受付

■ 今年度の申込状況(6月末時点)

圏域	市町村	学年	実施予定時期	予定内容
東葛北部	松戸市	高校2年生	令和8年7月	職業紹介等
印旛	富里市	小学4年生	令和9年2月	車いす体験等

(参考)R7年度実績

合計10件

小学校	7件	車いす体験・介助体験等	(千葉・東葛南部・安房)
中学校	2件	車いす体験・職業紹介等	(東葛北部・香取海匝)
高校	1件	職業紹介・福祉用具体験等	(山武長生夷隅)

3 地域リハビリテーション出前講座について

■ 実施に当たり

- 申込みのあった学校には丁寧に確認をすることで、広域支援センター等が実施内容調整・講座実施をするにあたって齟齬が生じないように配慮を行う。
- 実施当日には可能な範囲で参加し、以降の取組検討に資する。
- 次年度の募集に向けて準備を行い、早期化した募集開始時期の維持に努める。
- 必要に応じて周知・広報を行う。

- 実施校と実施者である広域支援センターの意見を調整し、実施校・広域支援センターともに無理のない実施とする。
- 新年度の学校のスケジュールに組み込みやすいよう、昨年度と同様に、来年度事業について今年度中に事前周知を行う。

4 有事における地域リハビリテーション行動指針策定事業について

■ 目的

大規模自然災害や感染症蔓延時においても、地域でリハビリテーションを提供する事業所等が連携することにより、継続的にリハビリテーションの提供を可能とするため、「有事における地域リハビリテーション行動指針」を策定する。

■ 委託先

社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団（千葉県千葉リハビリテーションセンター）

（参考）「有事における地域リハビリテーション行動指針」により目指す行動イメージ



- ① 有事の発生を受け、広域支援センターは、参画した事業所に対して被災状況の情報収集を行うとともに、情報の共有を図ります。
- ② 広域支援センターは、①で得られた情報により、人的・物的にかかる事業所間の応援調整を図り、地域で被災した事業所の支援を行います。
- ③ 県支援センターは、地域連携が円滑に進むよう総合的な支援を行います。

(※) 有事の対応： 情報共有、人的・物的応援
平時の備え： 意見交換、研修・訓練

広域
リハ

① 地域リハビリテーション
広域支援センター

地域リハビリテーションを円滑に進めるため、県が二次保健医療圏ごとに1箇所指定する医療機関

県リハ

② 千葉県リハビリテーション支援センター

①の支援等を担う県の中核組織として、県が県内1箇所「千葉県千葉リハビリテーションセンター」を指定

事

③ リハビリテーション
サービス提供事業所等

主に①の支援機能を充実させるため、県が「ちば地域リハ・パートナー」として指定した病院・診療所等(※)のほか、参画を希望する介護・障害福祉サービス事業所 ※R6.1.1時点で174機関

4 有事における地域リハビリテーション行動指針策定事業について

■ 令和7年度事業内容

令和6年度実施の課題調査や抽出された課題等の分析結果をもとに、「有事における地域リハビリテーション行動指針（案）」を作成した。

有事における地域リハビリテーション行動指針（案） 令和7年3月版	共 通 編
- 本行動指針の目的 本行動指針（以下、本指針）は、大規模自然災害の発生時や感染症まん延時などの有事においても、地域でリハビリテーションを提供する事業所等（以下、「事業所等」）が連携することにより、継続的にリハビリテーションの提供が可能な体制を構築し、強化することを目的としています。 有事に備えて各事業所等や地域として日頃から準備しておきたいことや、有事の際に参考となる基本的な考え方を整理し、共通認識として確認しておきたい事項をまとめたものです。 - 本指針の主な対象者 訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーション提供事業所等の地域でリハビリテーションを提供する事業所、及びこれらのサービス提供に関わる機関・組織です。 - 本指針が対象とする課題 本指針は、令和6年度に実施した「有事の際のサービス提供の課題」をテーマとした意見交換会（約180人の参加者から約1,000件の意見を収集）に基づき、以下の7つの課題を横断的に解決することを目指しています。 - 送迎や訪問時に使用する道路状況が把握できないこと - 利用者の送迎や訪問をするための車両が確保できないこと（ガソリンの確保を含む） - 出動できるスタッフが足りず、利用者の受け入れや訪問ができないこと - 利用者の所在や安否が把握できないこと - 有事の際にリハビリテーションを提供すべき利用者の優先順位が決められないこと - リハビリテーションを提供するための日用品や食料・飲料水が確保できないこと - 近隣事業所や関係機関と連絡や様々な情報共有ができないこと - 本指針の構成と作成背景 本指針は、全県で共通する内容をまとめた「共通編」と、圏域ごとの特徴を踏まえて共通編の内容を補強・補足する「地域編」の二部構成としています。 作成にあたっては、令和7年度に計9回開催した意見交換会を通じ、リハビリテーション事業所や地域包括支援センター、行政機関等の関係者からいただいた現場の意見に加え、有識者からの専門的な助言を反映させています。 - 本指針の活用方法 災害支援の現場では、「平時にできていないことは、有事の際には実行できない」という教訓が広く共有されています。そのため、本指針は日頃の備えや具体的な取り組みを検討する際の手がかりとなるよう作成しました。それぞれの事業所における備えの再点検や、近隣の関係機関との連携を深めるためのツールとしてご活用ください。 ※留意事項 本指針における「地域」の解釈は、圏域ごとに異なることが想定されます。そのため、本指針活用の際はあらかじめ関係者間で「私たちの指す『地域』とは何か」について合意形成を図っておくことを推奨します。	【それぞれの事業所等での備え】 ※ 行動指針 有事の際にもスタッフができる限り安心して業務を遂行し、事業を継続できる体制を平時から整えておきましょう - 例えば、このようなことを実施・確認していますか？ - 安否確認の手段と共有 停電などの通信障害も想定し、電話以外のSMSや連絡用アプリといった複数の安否確認手段を定め、それらが確実に機能するかスタッフ間で定期的に試行していますか。 - BCPの浸透と継続的な改善 BCP（事業継続計画）の内容をスタッフで共有するだけでなく、定期的な訓練を通じて得られた課題をもとに、BCPや職場の体制を常に見直していますか。 - 支援の優先順位の明確化と情報保持の工夫 医療依存度や生活環境から「有事の際に優先すべき利用者」をリスト化し、停電等でシステムが使えない状況でも、その情報を確認できる工夫がなされていますか。 【利用者に関する備え】 ※ 行動指針 利用者や家族、サービス提供に関わる機関・組織と、有事の際の対応策についてあらかじめ協議しておきましょう - 例えば、このようなことを実施・確認していますか？ - 避難先での支援継続に向けた情報連携の準備 避難先でも早頃から適切な支援が受けられるよう、お薬手帳のようにリハビリテーションに関わる必要な情報を利用者や家族が持ち出せる形でまとめ、日頃から準備されていますか。 - 有事の行動計画に関する事前合意 避難場所や送迎・帰宅の方法といった有事の具体的な行動について、利用者・家族、およびケアマネジャー等の関係者と事前に協議し、契約書や計画書等で明確に定めていますか。 - 複数事業所間での役割分担と連絡体制の明確化 複数の事業所が関わっている利用者に対し、有事の際に誰が安否確認を行い、どのように情報を共有するか、関係機関同士で役割分担をあらかじめ確認していますか。

4 有事における地域リハビリテーション行動指針策定事業について

■ 令和7年度の取組

1 モデル圏域の選定

地域特性等を考慮し、3つのモデル圏域(千葉・香取海匝・山武長生夷隅)を選定。

2 各モデル圏域における意見交換会

各モデル圏域でリハ・パートナーや地域包括支援センター等と意見交換会を実施。各圏域で3回実施し、参加者から有事にするべきこととして約300の意見を得た。

3 アドバイザーへの意見照会

行動指針の素案を作成し、自然災害での支援経験や地域リハに見識のある3名のアドバイザーへ意見照会を実施。実効性の向上に資する助言を受けた。

4 広域支援センターとの意見交換会

行動指針の素案について、広域支援センターの担当者と意見交換を実施し、事業者視点から意見を得た。

4 有事における地域リハビリテーション行動指針策定事業について

■ 今年度の取組予定

- 1 各モデル圏域における説明会等の開催
→各モデル圏域において、令和7年度に作成した行動指針（案）の説明及びシミュレーション訓練等に関する検討を実施する
- 2 シミュレーション訓練の実施
→各モデル圏域において、行動指針（案）を活用し、広域支援センターや事業所等を対象としたシミュレーション訓練を実施する
- 3 「有事における地域リハビリテーション行動指針」の策定
→シミュレーション訓練等の結果を踏まえ、「有事における地域リハビリテーション行動指針」を策定する

協議会員の皆様へ

実効性のある行動指針を策定するためには、リハビリテーションに関わるサービス事業所だけではなく、関係団体の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。本事業の取組について、各所属団体で共有していただきますようお願いいたします。